

一時支援金等受給者向けデジタル技術活用支援事業
よくあるご質問（Q&A）

| No | 質問内容 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 助成金とは何ですか？ | 「協力金」、「給付金」、「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。認められた場合は原則返還不要です。 ただし、偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は、受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。 |
| 2 | 生産性向上とは具体的にはどのようなことですか？ | 本事業においては、業務の効率化、人的コスト削減・人手不足の解消、生産量の増大（生産速度の向上も含む）、顧客対応等の品質向上等をいいます。 新たな製品・サービスの展開等はここでいう生産性向上にはあたりません。 |
| 3 | デジタル技術とは具体的に何を指していますか？ | 本事業においては、ICT（Information and Communication Technology）、IoT（Internet of Things）、AI（artificial intelligence）等の分野の技術をいいます。 |
| 4 | 誰が対象になりますか？ | 一時支援金等（国の一時支援金、月次支援金、都の月次支援給付金）を受給した都内中小企業者等（会社・個人事業主・中小企業団体等）となります。 一時支援金等の受給者全員が対象となるわけではありません。 |
| 5 | 本店は都外、支店は都内にある法人ですが、対象になりますか？ | 支店が都内に登記されていれば対象ですが、都内での取組が対象となります（本店のみでの取組は対象となりません）。 |
| 6 | いわゆる「フリーランス」でも申請できますか？ | 申請できます。ただし、個人事業主の方の場合は、都内税務署に「個人事業の開業届」が提出されていることが必要です。 |
| 7 | これから開業する予定ですが対象になりますか？ | 対象となりません。既に事業を営んでおり、一時支援金等を受給した方が対象となります。 |
| 8 | どういった経費が助成対象になりますか？ | システム開発の委託費や、パッケージソフトウェアの購入費、クラウドサービスの利用料や初期設定費用などを想定しております。 |
| 9 | すでに発注や契約をしているものは助成対象になりますか？ | 対象になりません。交付決定後の助成対象期間内に申込、発注、契約から取得、実施、支払いが完了する経費のみが対象となります。 |
| 10 | PC、タブレット、スマートフォン等の機器を導入したいのですが、助成対象になりますか？ | 汎用性の高い機器は対象外です。 機器は新たに導入または改修するシステム等にものみ利用し、他に転用できないものに限り対象となります。 例：倉庫への在庫管理システムの導入に伴うバーコードリーダー、ラベルプリンター |
| 11 | 申請書類の審査はどのように行われるのですか？ | 申請書類は事務局に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無いことを確認できたものから書類審査を行い（申請書類の到着順ではありません）、審査会にて助成事業を決定します。システム開発・改修については、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認するためにも、現地に訪問させていただく予定ですので、審査に時間がかかるとお考えください。 |
| 12 | 交付決定された後で助成金を受領できないことはありますか？ | 受給できないことがあります。「交付決定」とは、助成金の交付対象者として選定された状態を意味しており、助成金の支払額が決定したということではありません。交付決定後、助成事業の遂行や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合、交付決定された金額のうち、全部又は不備のある部分について交付できません。 |
| 13 | （協力金以外の）他の助成金との併用は可能ですか？ | 全く内容（経費）などが異なる助成金については、要件を満たしていれば併用は可能ですが、今回申請していただくものと同一の内容（経費）については、公社・国・都道府県・区市町村等から助成又は補助を受けることはできません。 また、同一の内容（経費）で公社が実施する他の助成事業に併願申請することはできません。 |
| 14 | 一時支援金等の給付通知書（お知らせのはがき）を紛失してしまったのですが、どうすればよいですか？ | 以下の書類をご提出して下さい。 ・「支援金 申請マイページ」等で振込完了を示す画面（申請状況と登録情報が分かる画面）の画像をプリントアウトしたもの＋入金を確認できる通帳の写し |